

福島県における米の全量全袋検査の取組みについて

福島県農林水産部水田畑作課 丹治喜仁

1 実施に至った背景

東京電力福島第一原子力発電所の事故後に作付けされた23年産米については、国の基準によるモニタリング検査（地域毎の抽出検査）を行い、この結果、県内全ての地域の米が出荷可能となった。

しかし、その後、県内で生産された米から当時の食品衛生法の暫定規制値を超える値が検出されたことから、県では特定避難勧奨地点等が含まれる地域等を対象に、「米の放射性物質緊急調査」を実施した。

調査終了までの約3ヶ月間、当該地域の米は出荷を控えてもらうとともに、新たに暫定規制値を超えた区域に対しては出荷制限が発せられるなど、本県産米の流通に甚大な影響が出た。

24年産米では、県は「基準値を超える米は絶対に流通させない」「消費者が安心できる米の出荷体制を整えて、理解を得ていく」ことをめざし、徹底した検査に取り組むこととし、すべての県内産米を検査し、基準値を超える米を流通させない「全量全袋検査」に取り組むことを決定した。

2 検査体制の構築

作付面積が広く（全国第4位）生産量が多い（全国第4位）本県産米の状況を踏まえると、米の出荷前にすべての米を検査するのは至難と思われたが、効率的な検査実施に向けて以下のことに取り組んだ。

- (1) 地域毎の生産・流通状況に応じた検査運営体制の整備
- (2) 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠し、迅速に検査ができるベルトコンベア式検査機器の開発・導入
- (3) 全ての検査結果を集約し公開するシステム（農産物安全管理システム）の構築

3 検査の実施

平成24年8月25日に、二本松市において、全量全袋検査の開始式が行われ、9月下旬には各地域において本格的に検査が始まった。

検査による出荷遅れの不安から検査に対する批判的な意見が多かったが、基準値を超える米を確実に見つけ出し、未然に流通を防ぐ取組みが次第に評価された。

24年産米では、約1,030万点を検査し、基準値を超えた米は71点（0.0007%）となっている。



4 成果と今後の課題

- (1) 成果：基準値超過米の流通を未然に防止。福島県産米への信頼性向上。
- (2) 課題：検査の一層のPR。検査をいつまで継続するか。